

# 六月定例市議会

## 補正予算など審議

新轟クリーンセンター(仮称)  
完成予想図



三浦地区埋め立て地(佐世保駅港側)



三川内焼施設サイン整備事業  
三川内焼伝統産業会館 うつつわ歴史館



6月17日から7月2日まで、6月定例市議会が開かれ、総額7億6,804万円の一般会計補正予算など、28議案、14報告、1諮問案などが上程され、審議されました。

補正予算は、公共事業の追加など、主に国や県の補助決定によるものです。



## 補正予算

### 一般会計の主なもの

- ▽ **総務費**  
地方バス路線維持対策事業  
広域的に見て幹線となる路線の維持、廃止路線の代替バスの運行。  
妙観寺線、孤田世知原線、上宇戸線、上三川内線、西海橋口木線、浅子線  
・六百十五万円
- ▽ **衛生費**  
病院群輪番制病院設備整備事業  
対象病院の医療機器を整備し、二次救急医療体制の充実を図る。  
・二千三百万円
- ▽ **ごみ減量化・資源化推進事業**  
平成14年3月の「佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に伴う事業系ごみの減量対策費  
東部クリーンセンターのストックヤード整備、東部・西部クリーンセンターのごみの計量システム増設など  
・一億二千六百五十万円
- ▽ **余熱利用施設建設事業**  
旧東部クリーンセンター解体  
新轟クリーンセンター(仮称)建設事業  
平成14年度から平成17年度まで
- ▽ **農林水産業費**  
農政ビジョン推進特別対策事業  
果樹用透湿性被覆資材導入  
・六百二十万円
- ▽ **経営構造対策事業**  
農産物加工研修施設整備  
・千七百五十七万円
- ▽ **緊急経営対策損失補償事業**  
・千五百万円
- ▽ **100年フェスティバル開催事業**  
・二百二十四万円
- ▽ **中心市街地空き店舗対策事業**  
・百三十万円
- ▽ **三川内焼施設サイン整備事業**  
三川内焼伝統産業会館、うつつわ歴史館などのサイン整備  
・三百万円
- ▽ **土木費**  
市街地浸水対策事業  
小佐世保川検討調査など  
・三千万円
- ▽ **特別会計・企業会計の主なもの**  
▽ **住宅事業特別会計**  
赤崎団地建替3期事業  
平成14年度から平成15年度までの継続費で建て替えます。  
・二億七百四十七万円
- ▽ **下水道事業会計**  
公共下水道事業  
・四億七千四百万円

## 主な条例制定と改正

▽市選挙公報の発行に関する条例の制定

市議会議員と市長選挙で、候補者の氏名、経歴などを掲載した選挙公報を発行するため  
▽水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
水道局職員の特殊勤務手当を見直します。

## 主な一般議案

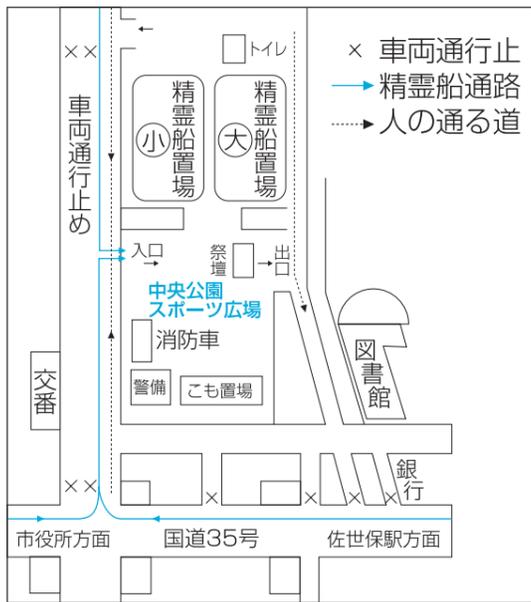
- ▽市有財産取得  
西海国立公園鹿子前地区の緑地保存のため、5475平方メートルの土地を取得します。
- 《工事請負契約締結》  
▽労災病院前公営住宅建替工事  
▽佐世保港轟地区埋立護岸工事  
▽学校屋内運動場改築(建築)工事  
○江上小学校 ○白南風小学校  
○大野中学校  
▽市立白南風幼稚園・市幼児教育センター(仮称)新築(建築)工事
- ▽新西部最終処分場建設その2工事(変更契約)
- 《公有水面埋立てに関する意見》  
▽三浦地区  
《市道認定及び廃止》  
認定8路線、廃止1路線

# ふるさと佐世保で精霊流し

8月15日は、お盆の精霊流しです。ことしも、名切の中央公園・スポーツ広場ほかに、精霊船や菰が運び込まれ、供養が行われます。お盆は、旧暦7月(新暦8月)13日に、わが家に帰ってきた先祖や親類の霊を歓待し、15日にめい土へ送り返す行事です。ふるさとに精霊流しにお出掛けください。

右端を通って、名切交差点から入ってください。  
▽大野方面からは  
国道の左端を通って名切交差点から入ってください。  
▽山手方面からは  
名切市道の左端(小佐世保通りを下る場合は市道の右端)を通ってください。  
▽裁判所前は  
左端を通ってください。  
※四ヶ町通り、サンプラザ通りは通行できません。

〔精霊船の大きさ〕  
全長一〇メートル以下。担いだときの高さは三・五メートル以下。幅は一・五メートル以下。長さ二メートル以上の船は、最寄りの警察署の許可が必要です。



地区(主催)	時間	場所
市中心部(佐世保仏教連合会)	19時~22時	中央公園・スポーツ広場
早岐(早岐地区自治会連合会)	18時~22時	東町海岸
日宇(日宇商工振興会)	18時~20時30分	佐世保高専グラウンド横
中里皆瀬(中里皆瀬地区連合町内会)	18時~21時30分	市役所中里皆瀬支所駐車場
相浦(相浦町協議会)	19時~22時	旧相浦魚市場跡地

〔車両通行止め〕  
スポーツ広場周辺は、19時から22時まで車の通行はできません。  
〔バスの路線変更〕  
花園経由の市バスは、俵町・高梨経由で運行します。  
お尋ね 市環境部総務課  
(☎06520)